

自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）を実施するため、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令を次のように定める。

自動車運転代行業者についての道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える読み替えられる字句

読み替える字句

--	--	--

第九條の九法第七十四條の三第一項

第一項	み替えて適用される法第七十四条の三第一項
-----	----------------------

副安全運転管理者

「転管理者」という。）

法第七十四条の三第六項
法第七十四条の三第六項（運輸代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

法第百十七條の二、法第百十七條の二の二法第百十七條の二第二項、運輸代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第百十七條の二第二項、法第百十七條の二の二

（第一項第七号及び第九号を除く。）

（第一項第七号及び第九号を除く。）	第一項（第七号及び第九号を除く。）、運輸代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百七条の二の二第二項
-------------------	---

法第百十八條第二項第三号
運轉代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第百十八條第二項第三号

法第百十九条第二項第四号

運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十九条第二項第四号

法第百十九条の二の四第二項	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十九条の二の四第二項
---------------	--

第九條の九法第七十四條の三第四項	運輸代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第七十四條の三第四項
------------------	--

第二項

第九條の十	法第七十四條の三第二項の
運輸代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第七十四條の三第二項の	

法及び法	法及び運輸代行業法並びにこれら
------	-----------------

法第七十五條第一項第七号に掲げる行為
運送代行業法第十九條第一項の規定により読み替へて適用される法第七十五條第一項第七号に掲げる行為

第九條の十法第七十四條の三第四項

[illegible]

自動車	運送代行業法第二条第七頁に規定する随伴用自動車
-----	-------------------------

二十台以上四十台未満	二十台以上三十台未満
------------	------------

四十台以上	二十台以上
-------	-------

四十台以上二十台まで	二十台以上
------------	-------

第四十一条の十 去第三十五條第 一頁	四十台以上二十台以下	重運代行業去第二 十條第一頁の見 定により売み替 えて適用さるる 去第三十五條第 一頁
--------------------------	------------	--

[illegible]

去第 七 十 五 条 第 二 項	重 云 代 行 美 去 第 一 十 条 第 一 項 の 見 定 に 基 き て 売 み 春 之 を 適 用 さ し る 去 第 七 十 五 条 第 二 項
---------------------------------------	---

法第七十五條第二項	運輸作業法第十一條第一項の規定により読み替へて適用される法第七十五條第二項
法第七十五條の二第三頁	重云式行美去高一九七九年第一頁の見出しより読み替へて適用される法第七十五條の二第三頁

重而の更用者	法第七十五條の二第一項
目助重運云々行差者	通轉什行業法第九條第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五條の二第一項

車両の使用	自動車運転代行業者
-------	-----------

第九條の十法第七十五條第九項
運輸代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五條第九項

五		

第九條の十法第七十五條第十項
運輸代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五條第十項

六		
---	--	--

附 具

この府令は、平成十四年六月一日から施行する。

附 則 (平成十六年八月二二日内閣府令第四四号) 少

附具（平成二六年八月二十日内閣府令第十四号） 抄

一の符合は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）付則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十六年十一月一日）から施行する。

附則（平成十六年二月一日内閣府令第九七号）抄

(施行期日)

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成一九年八月二〇日内閣府令第六十六号）抄
（施行期日）

第一条 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年九月十九日）から施行する。

附則（平成二五年一月二三日内閣府令第七二号）

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二五年十二月一日）から施行する。

附則（令和二年六月二二日内閣府令第四五号）

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和二年六月三十日）から施行する。

附則（令和二年一月一三日内閣府令第七〇号）

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

附則（令和四年九月一四日内閣府令第五四号）

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

附則（令和四年二月二三日内閣府令第六七号）

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。